

# 保安林において立木の伐採や土地の形質の変更を行うには

立木の伐採を行う際は、都道府県知事の許可（人工林の択伐及び間伐は届出）が必要です。  
作業道や土場などの土地の形質の変更を行う際も、都道府県知事の許可が必要です。

## 保安林における制限手続

